

旧	新
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00039 沿革 平成 14 年 9 月 17 日 一部改正 平成 14 年 11 月 22 日 一部改正 平成 15 年 9 月 12 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 17 年 4 月 25 日 一部改正</p> <p>(定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）及び海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款（貸付金債権等）」という。）若しくは海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款（保証債務）」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き以下の通りとする。</p> <p>一 「非常事由」とは、約款（貸付金債権等）第 3 条第 1 号から第 9 号まで、又は約款（保証債務）第 2 条第 1 号に掲げる事由とする。</p> <p>二 「信用事由」とは、約款（貸付金債権等）第 3 条第 10 号若しくは第 11 号、又は約款（保証債務）第 2 条第 2 号若しくは第 3 号に掲げる事由とする。</p> <p>三 「非常危険」とは、非常事由による約款（貸付金債権等）第 3 条、又は約款（保証債務）第 2 条に定めるてん補危険をいう。（証券においては「非常」と表記する。）</p> <p>四 「信用危険」とは、信用事由による約款（貸付金債権等）第 3 条、又は約款（保証債務）第 2 条に定めるてん補危険をいう。（証券においては「信用」と表記する。）</p> <p>(てん補事由) 第 2 条 約款（貸付金債権等）第 3 条又は約款（保証債務）第 2 条に規定するてん補危険については、同条に規定する被保険者の損失が、<u>海外事業資金貸付（以下「資金貸付」という。）の相手方又は保証債務に係る主たる債務者が締結する資金貸付に係る貸付契約又は債券の発行条件を規定する契約等（以下「貸付契約等」という。）</u>以外の契約上の他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる理由に</p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00039 沿革 平成 14 年 9 月 17 日 一部改正 平成 14 年 11 月 22 日 一部改正 平成 15 年 9 月 12 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 17 年 4 月 25 日 一部改正 <u>平成 17 年 9 月 日 一部改正</u></p> <p>(定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）及び海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款（貸付金債権等）」という。）<u>又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款（保証債務）」という。）</u>によるもののほか、特に定義されている場合を除き以下の通りとする。</p> <p>一 「非常事由」とは、約款（貸付金債権等）第 3 条第 1 号から第 9 号まで、又は約款（保証債務）<u>第 3 条</u>第 1 号に掲げる事由とする。</p> <p>二 「信用事由」とは、約款（貸付金債権等）第 3 条第 10 号若しくは第 11 号、又は約款（保証債務）<u>第 3 条</u>第 2 号若しくは第 3 号に掲げる事由とする。</p> <p>三 「非常危険」とは、非常事由による約款（貸付金債権等）第 3 条、又は約款（保証債務）<u>第 3 条</u>に定めるてん補危険をいう。（証券においては「非常」と表記する。）</p> <p>四 「信用危険」とは、信用事由による約款（貸付金債権等）第 3 条、又は約款（保証債務）<u>第 3 条</u>に定めるてん補危険をいう。（証券においては「信用」と表記する。）</p> <p><u>五 「貸付契約等」とは、海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者が締結する海外事業資金貸付に係る貸付契約又は債券の発行条件を規定する契約等をいう。</u></p> <p><u>六 「金利変動契約」とは、金利に係る利率が変動する貸付契約等をいう。</u></p> <p><u>七 「金利固定契約」とは、金利に係る利率が契約の締結時において定められている貸付契約等をいう。</u></p> <p>(てん補事由) 第 2 条 約款（貸付金債権等）第 3 条又は約款（保証債務）<u>第 3 条</u>に規定するてん補危険については、同条に規定する被保険者の損失が、<u>貸付契約等以外の契約上の他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる理由によって発生した場合においては、特約で別の定めを置く場合を除き、当該他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由の原因を問わず、当該損失の発生</u></p>

<p>よって発生した場合においては、特約で別の定めを置く場合を除き、当該他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由の原因を問わず、当該損失の発生は信用事由によるものとする。</p>	<p>は信用事由によるものとする。</p>
<p>(引受基準) 第3条 海外事業資金貸付保険の引受対象となる資金貸付は、少なくとも以下のすべてに該当するものに限るものとする。 一 資金貸付の内容が、我が国の対外取引の健全な発達に資すると認められること。 二 資金貸付が、次のいずれかに該当するものであること。 イ 新規に行われるものであること。 ロ 既存の海外事業資金貸付保険の保険期間満了に伴う新規保険契約の申込みに係るものであること。 ハ 海外事業資金貸付保険を付保した資金貸付であり、その形態が貸付金債権等から保証債務又は保証債務から貸付金債権等へ変更したものであること。 ニ 海外投資保険を付保した海外投資であったもので、海外投資(債権等)保険約款(平成5年8月1日 5買保総第221号)第21条第3項又は海外投資(保証債務)保険約款(平成5年8月1日 5買保総第221号)第20条第3項の規定により、海外事業資金貸付保険で引き受けすることができる資金貸付であること。 三 資金貸付について、貸付先の国又は地域の政府の許可又は承認を必要とする場合にあっては、資金貸付を行う際に、当該許可又は承認を証する書面を取得していること。 四 資金貸付の貸付先国等、保証人の属する国又は地域及び事業地の国又は地域の経済情勢及び政治情勢について著しい問題がないと認められること。 五 保証債務の負担の場合にあっては、保証契約等により保証の付従性及び随伴性が確認できること並びに保証債務を負担する者が保証債務を履行したときは求償権を取得することが保証契約等において明確となっていること。</p>	<p>(保険契約上の金利の扱い) 第3条 貸付契約等に係る保険価額のうち金利の額は、金利変動契約の場合は20%、金利固定契約の場合は当該利率(ただし、20%を限度とする。)を用いて算出した額とする。 (回収不能額) 第4条 約款(貸付金債権等)第4条に規定する回収することができない貸付金等の額又は約款(保証債務)第4条に規定する保証債務の履行として支払った額若しくは回収することができない額のうち金利の額は、貸付契約等の規定により適用された利率(金利変動契約にあっては20%を超えて用いられた期間については20%、金利固定契約にあっては当該契約において規定された利率が20%を超える場合は20%)を用いて算出するものとする。</p>
<p>(資金貸付の期間) 第4条 資金貸付のうち、次の各号の期間を有するものに限り、海外事業資金貸付保険</p>	<p>(引受基準) 第5条 海外事業資金貸付保険の引受対象となる海外事業資金貸付(以下「資金貸付」という。)は、少なくとも以下のすべてに該当するものに限るものとする。 一 資金貸付の内容が、我が国の対外取引の健全な発達に資すると認められること。 二 資金貸付が、次のいずれかに該当するものであること。 イ 新規に行われるものであること。 ロ 既存の海外事業資金貸付保険の保険期間満了に伴う新規保険契約の申込みに係るものであること。 ハ 海外事業資金貸付保険を付保した資金貸付であり、その形態が貸付金債権等から保証債務又は保証債務から貸付金債権等へ変更したものであること。 ニ 海外投資保険を付保した海外投資であったもので、海外投資(債権等)保険約款(平成5年8月1日 5買保総第221号)第21条第3項又は海外投資(保証債務)保険約款(平成5年8月1日 5買保総第221号)第20条第3項の規定により、海外事業資金貸付保険で引き受けすることができる資金貸付であること。 三 資金貸付について、貸付先の国又は地域の政府の許可又は承認を必要とする場合にあっては、資金貸付を行う際に、当該許可又は承認を証する書面を取得していること。 四 資金貸付の貸付先国等、保証人の属する国又は地域及び事業地の国又は地域の経済情勢及び政治情勢について著しい問題がないと認められること。 五 保証債務の負担の場合にあっては、保証契約等により保証の付従性及び随伴性が確認できること並びに保証債務を負担する者が保証債務を履行したときは求償権を取得することが保証契約等において明確となっていること。</p>
<p>第4条 資金貸付のうち、次の各号の期間を有するものに限り、海外事業資金貸付保険</p>	<p>第6条 資金貸付のうち、次の各号の期間を有するものに限り、海外事業資金貸付保険</p>

<p>の保険契約を締結するものとする。</p> <p>一 貸付金債権等の取得の場合にあっては、当該取得の日（当該取得が分割して行われるときは、第1回目の取得が行われた日）から最終償還日までの期間が原則として3年以上であるもの</p> <p>二 保証債務の負担の場合にあっては、保証債務に係る長期借入金又は公債、社債その他これらに準ずる債券の発行により調達される資金を主たる債務者が受領した日（当該受領が分割して行われるときは、第1回目の受領が行われた日。以下同じ。）から最終償還日までの期間が原則として3年以上であり、かつ、保証債務の負担の期間が原則として3年以上であるもの</p> <p>（表示通貨と異なる通貨による償還条件付契約）</p> <p><b>第5条</b> 貸付金等又は保証債務の対象となる長期借入金若しくは公債、社債その他これらに準ずる債券の元本及び利子（以下単に「貸付金等」という。）の償還が表示通貨（建値）と異なる通貨により行われる旨の規定を有するもの（表示通貨と異なる通貨への換算の方法が明確に定められているものに限る。）について、保険契約を締結する場合の扱いは、次の各号による。</p> <p>一 保険契約の申込時に、償還期限における表示通貨と異なる通貨による償還金額が確定している貸付契約等は、償還金額建ての契約として取り扱うものとする。</p> <p>二 保険契約の申込時に、償還金額が確定していない貸付契約等は、表示通貨建ての契約として取り扱い、以下の特約を付するものとする。</p> <p>「保険契約者又は被保険者は、償還通貨で表示された償還金額が確定した場合は、変更承認申請を行わなければならない。」</p> <p>なお、当該申請が承認された場合の保険価額の増加額又は減少額に係わる保険責任は、当該変更の対象となった保険価額に係わる保険責任開始日と同一とする。</p> <p>（被保険者の宣誓）</p> <p><b>第6条</b> 約款（貸付金債権等）第8条第1項第2号の規定は当分の間、適用しない。</p> <p>（対象となる海外事業資金貸付）</p> <p><b>第7条</b> 貿易保険法の一部を改正する法律（平成11年法律第202号）による改正前の法第2条第17項の「当該本邦法人又は本邦人が株式等の所有その他の方法によりその経営を実質的に支配しているもの」とは、原則として以下のいずれかに該当する外国法人とする。</p> <p>一 資金貸付を行う本邦法人（以下本条において「本邦法人」という。）又は資金貸付を行う本邦人（以下本条において「本邦人」という。）が、当該外国法人の議決権のある株式等の2分の1を超えて保有していること。</p> <p>二 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数（役員会において議決権を有する者に限る。以下同じ。）の2分の1を超える役員数を占めていること。</p> <p>三 本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の4分の1を超え2</p>	<p>の保険契約を締結するものとする。</p> <p>一 貸付金債権等の取得の場合にあっては、当該取得の日（当該取得が分割して行われるときは、第1回目の取得が行われた日）から最終償還期限までの期間が原則として2年以上であるもの</p> <p>二 保証債務の負担の場合にあっては、保証債務に係る長期借入金又は公債、社債その他これらに準ずる債券の発行により調達される資金を主たる債務者が受領した日（当該受領が分割して行われるときは、第1回目の受領が行われた日。以下同じ。）から最終償還期限までの期間が原則として2年以上であり、かつ、保証債務の負担の期間が原則として2年以上であるもの</p> <p>（表示通貨と異なる通貨による償還条件付契約）</p> <p><b>第7条</b> 貸付金等又は保証債務の対象となる長期借入金若しくは公債、社債その他これらに準ずる債券の元本及び利子（以下単に「貸付金等」という。）の償還が表示通貨（建値）と異なる通貨により行われる旨の規定を有するもの（表示通貨と異なる通貨への換算の方法が明確に定められているものに限る。）について、保険契約を締結する場合の扱いは、次の各号による。</p> <p>一 保険契約の申込時に、償還期限における表示通貨と異なる通貨による償還金額が確定している貸付契約等は、償還通貨建ての契約として取り扱うものとする。</p> <p>二 保険契約の申込時に、償還金額が確定していない貸付契約等は、表示通貨建ての契約として取り扱い、以下の特約を付するものとする。</p> <p>「保険契約者又は被保険者は、償還通貨で表示された償還金額が確定した場合は、変更承認申請を行わなければならない。」</p> <p>なお、当該申請が承認された場合の保険価額の増加額又は減少額に係わる保険責任は、当該変更の対象となった保険価額に係わる保険責任開始日と同一とする。</p> <p>（被保険者の宣誓）</p> <p><b>第8条</b> 約款（貸付金債権等）第8条第1項第1号又は約款（保証債務）第8条第1項第1号の規定は当分の間、適用しない。</p> <p>（実質的支配法人）</p> <p><b>第9条</b> 貿易保険法の一部を改正する法律（平成11年法律第202号）による改正前の法第2条第17項の「当該本邦法人又は本邦人が株式等の所有その他の方法によりその経営を実質的に支配しているもの」とは、原則として以下のいずれかに該当する外国法人とする。</p> <p>一 資金貸付を行う本邦法人（以下本条において「本邦法人」という。）又は資金貸付を行う本邦人（以下本条において「本邦人」という。）が、当該外国法人の議決権のある株式等の2分の1を超えて保有していること。</p> <p>二 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数（役員会において議決権を有する者に限る。以下同じ。）の2分の1を超える役員数を占めていること。</p> <p>三 本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の4分の1を超え2</p>
--	---

<p>分の1以下を保有している場合で、次のいずれかの条件に該当していること。</p> <p>イ 当該外国法人の筆頭株主であること。</p> <p>ロ 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数の4分の1を超える役員数を占めていること。</p> <p>四 前3号に掲げるもののほか、本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の経営を実質的に支配していると日本貿易保険が認める場合 (外貨建対応特約、<del>変動金利対応特約</del>の対象要件)</p> <p><u>第8条</u> 海外事業資金貸付保険(外貨建対応方式)特約書の対象となる外貨は、アメリカ合衆国ドル又はユーロとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条各号に掲げるいずれかの外国法人がアセアン諸国又は日本政府との間で経済連携協定を締結した国若しくは当該協定の締結に向けた取組を行っている国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する当該本邦法人又は本邦人以外の本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合にあっては、外貨建対応方式の対象となる外貨は、当該債券を発行する国の通貨とする。</p> <p>3 <u>海外事業資金貸付保険(変動金利対応方式)特約書の対象となる利率は、表示通貨に係るLIBOR(London Inter-Bank Offered Rate)又はその他銀行間取引金利であって、日本貿易保険が認めたものに基づくものとする。</u> (確定通知による内容変更のみなし承認)</p> <p><u>第9条</u> 資金貸付の実行予定時期の変更又は貸付金等の減額若しくは5%未満の増額を行う場合は、原則として、手続細則第4条に規定する内容変更等の通知は要せず、手続細則第6条又は第8条に規定する通知書(以下「確定通知書」という。)の提出をもってん補の対象となるものとする。 (保険料算定の基礎となる期間)</p> <p><u>第10条</u> 保険契約を締結した際及び1年毎に保険料を納付すべき場合(以下「年払い方式」という。)における保険料算定の基礎となる期間(以下「保険年度」という。)は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、第1回の資金貸付を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日(以下「第1保険年度の開始日」という。)の属する年度においては、第1保険年度の開始日から3月31日まで、また、最終償還日(保証債務の負担の場合においては、最終償還日又は保証債務の終期のいずれか早い日。以下同じ。)の属する年度においては、4月1日から当該最終償還日までとする。</p> <p>2 保険契約を締結した際並びに償還金額及び償還期限の確定を行った際に分割して保険料を納付すべき場合(以下「一括前払い方式」という。)における保険料算定の基礎となる期間は、第1回の資金貸付を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日から最終償還日までとする。</p>	<p>分の1以下を保有している場合で、次のいずれかの条件に該当していること。</p> <p>イ 当該外国法人の筆頭株主であること。</p> <p>ロ 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数の4分の1を超える役員数を占めていること。</p> <p>四 前3号に掲げるもののほか、本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の経営を実質的に支配していると日本貿易保険が認める場合 (外貨建対応特約の対象要件)</p> <p><u>第10条</u> 海外事業資金貸付保険(外貨建対応方式)特約書の対象となる外貨は、アメリカ合衆国ドル又はユーロとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条各号のいずれかに該当する外国法人がアセアン諸国又は日本政府との間で経済連携協定を締結した国若しくは当該協定の締結に向けた取組を行っている国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する当該本邦法人又は本邦人以外の本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合にあっては、外貨建対応方式の対象となる外貨は、当該債券を発行する国の通貨とする。</p> <p>(確定通知による内容変更のみなし承認)</p> <p><u>第11条</u> 資金貸付の実行予定時期の変更又は貸付金等の減額若しくは5%未満の増額を行う場合は、原則として、手続細則第4条に規定する内容変更等の通知は要せず、手続細則第6条に規定する通知書(以下「確定通知書」という。)の提出をもってん補の対象となるものとする。 (保険料算定における期間計算の取扱い)</p> <p><u>第12条</u> 保険契約締結日が第1回の資金貸付を行った日(以下この条において「貸付実行日」という。)の翌日以降となる場合の「貿易保険の保険料率等に関する規程」(平成16年7月2日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。)[9]1(2)の規定の適用に当たっては、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 保険契約締結日が最後の貸付実行日の前日以前の場合は、保険契約締結日の翌日以降の貸付実行回数に1を加えた回数を「n」とし、保険契約締結日を「第1回貸出日」とし、保険契約締結日までの貸付実行額の累計額を「第1回目の貸出元本」としてWADを算出する。</p> <p>二 保険契約締結日が最後の貸付実行日以降となる場合は、「貸出期間」を0とし、保険契約締結日を「起算点」としてWARを算出する。</p> <p>2 最後の貸付実行日が第1回の償還期限以降となる場合の保険料率等規程 [9]1(2)の規定の適用に当たっては、第1回の償還期限の前日を「起算点」としてWAD及びWARを算出する。なお、第1回の償還期限以降の貸付実行回数が2以上となる場合のWADの算出に当たっては、第1回の償還期限の前々日以前の貸付実行回数に1を加えた回数を「n」とする。</p>
--	--

<p><u>(各保険年度の資金貸付の予定通知)</u> 第11条 保険契約者又は被保険者は、年払い方式において、各保険年度に予定される貸付金債権等の取得額及び取得日又は保証債務に係る借入金額及び借入日若しくは調達金額及び調達日を日本貿易保険に通知しなければならない。</p>	<p>削除</p>
<p><u>(各保険年度の資金貸付の確定通知)</u> 第12条 保険契約者又は被保険者は、年払い方式において、各保険年度に確定した貸付金債権等の取得額及び取得日又は保証債務に係る借入金額及び借入日若しくは調達金額及び調達日を日本貿易保険に通知しなければならない。</p>	<p>削除</p>
<p><u>(保険料の算定)</u> 第13条 年払い方式の保険料は、各保険年度中の資金貸付に係る元本及び利子の毎日の残高を合計し、365(2月29日を含む年度においては、366とする。)により除した金額等により算定する。 2 一括前払い方式の保険料は、貸付金債権等の取得額、取得日、償還金額及び償還日等又は保証債務に係る借入金額、借入日、調達金額、調達日、償還金額、償還日等により算定する。</p>	<p>削除</p>
<p><u>(保険料の納付)</u> 第14条 保険契約者は、保険契約を新規に締結した際において保険料を納付すべき場合、各保険年度の資金貸付の予定通知若しくは確定通知、償還金額及び償還期限の確定通知若しくは海外事業資金貸付保険の各約款に定める重大な変更の承認により保険料を納付すべき場合又は保険契約者が償還金額及び償還期限の確定の通知のあった保険年度の翌保険年度以降に保険料を納付すべき場合その他保険契約者が保険料を納付すべき場合において、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。</p>	<p>削除</p>
<p><u>(保険料の納付額)</u> 第15条 年払い方式は、各保険年度に係る保険料の全額を保険年度毎に納付しなければならない。 2 一括前払い方式は、保険契約を締結した際にその時点で概算した保険料の全額の100分の50を納付し、さらに、償還金額及び償還期限の確定を行った際に確定した保険料の全額が既に納付した保険料の額を超える場合には、その差額を納付しなければならない。</p>	<p>削除</p>
<p><u>(保険料の納付方法)</u> 第16条 海外事業資金貸付保険の申込みをしようとする者は、保険料の納付方法について、年払い方式又は一括前払い方式のいずれかを選択することができる。ただし、保険契約を締結した後の変更は認めないものとする。 2 第1項にかかわらず、保証債務の負担であって、一括保証履行請求が可能な保証契約については、一括前払い方式により保険料を納付するものとする。 3 被保険者が約款(貸付金債権等)第20条第1項、約款(保証債務)第16条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべ</p>	<p>(保険料の納付方法) 第13条 保険契約者は、海外事業資金貸付保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款(貸付金債権等)第20条第1項又は約款(保証債務)第19条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあっては、次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。</p>

<p>き場合にあっては、次の各号に掲げる時に納付するものとする。</p> <p>一 日本貿易保険が約款（貸付金債権等）第20条第6項の承認をした場合にあっては、被保険者が同条第1項の通知を行った時</p> <p>二 前号に掲げる場合以外にあっては、日本貿易保険が約款（貸付金債権等）第20条第2項、約款（保証債務）第16条第2項ただし書の規定による承認をした時</p> <p>（保険料の精算） 第17条 保険契約者は、確定通知書の提出時に当該通知により確定した金額及び期限に基づき保険料の精算を行う。</p> <p>（保険料の返還） 第18条 概算により納付された保険料の額が確定した保険料の額を超える場合には、その差額を返還する。</p> <p>2 日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合には、過納された額を返還する。</p> <p>3 償還期限前に償還が行われたことは、約款（貸付金債権等）第23条第3項、約款（保証債務）第19条第3項の合理的理由による保険期間の短縮に該当する。</p> <p>（償還期限確定前のでん補事由発生における損失額） 第19条 償還金額及び償還期限が確定する前に約款（貸付金債権等）第3条、約款（保証債務）第2条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合における損失の発生については、保険契約の締結時に予定した償還金額及び償還期限に基づき確定する。ただし、約款（貸付金債権等）第27条第2項の規定により日本貿易保険の確認があ</p>	<p>一 日本貿易保険が約款（貸付金債権等）第20条第6項又は約款（保証債務）第19条第6項の承認をした場合にあっては、被保険者が同条第1項の通知を行った時</p> <p>二 前号に掲げる場合以外にあっては、日本貿易保険が約款（貸付金債権等）第20条第2項又は約款（保証債務）第19条第2項ただし書の規定による承認をした時</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第9条に定める外国法人を資金貸付の相手方とする保険契約の締結時に納付すべき保険料であって、保険契約者が分割納付を希望する場合は、1年毎に均等に納付する方法により行うことができる。ただし、保険料の最終納付日は、最終の資金貸付を行う予定の日の前日までとする。</p> <p>3 保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出たときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。</p> <p>「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の各支払日（以下「各支払日」という。）が到来する前に約款（貸付金債権等）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該各支払日にかかわらず、別途、日本貿易保険が指定する日までに保険料の全額を納付しなければならない。</p> <p>2. 各支払日が到来する前に確定通知書を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該各支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに保険料の全額を納付しなければならない。</p> <p>3. 各支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った場合は、各支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該各支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。」</p> <p>（保険料の精算） 第14条 保険契約者は、確定通知書の提出時に当該通知により確定した金額及び期限に基づき保険料の精算を行う。</p> <p>（保険料の返還） 第15条 概算により納付された保険料の額が確定した保険料の額を超える場合には、その差額を返還する。</p> <p>2 日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合には、過納された額を返還する。</p> <p>3 償還期限前に償還が行われたことは、約款（貸付金債権等）第23条第3項又は約款（保証債務）第22条第3項の合理的理由による保険期間の短縮に該当する。</p> <p>（償還期限確定前のでん補事由発生における損失額） 第16条 償還金額及び償還期限が確定する前に約款（貸付金債権等）第3条又は約款（保証債務）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合における損失の発生については、保険契約の締結時に予定した償還金額及び償還期限に基づき確定する。ただし、約款（貸付金債権等）第27条第2項の規定により日本貿易保険の確認があ</p>
--	---

<p>たときは、この限りでない。 (保険金額の減額)</p> <p><b>第20条</b> 保険契約者から、貸付金債権等の内容変更又は保証債務の負担の内容変更を理由として保険金額の減額請求があった場合には、海外事業資金貸付(保証債務)保険約款第32条の「その他合理的事由がある場合」として、それぞれ次の方法等により保険金額の減額を認めるものとする。</p> <p>一 外国為替相場の円高により5%以上被保険利益が減少した場合。ただし、将来、外国為替相場が円安になった場合、保険金額の増額は認めない。</p> <p>イ 減額に用いる為替換算率は、保険証券記載の換算率(以下「証券記載の為替換算率」という。)と2月1日の外国為替相場(銀行(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行をいう。)が公表又は裁定する対顧客直物電信買相場の始値であって、日本貿易保険が認めたものをいう。)との間において、被保険者の自由設定とする。</p> <p>ロ 減額後再度の減額をする場合は、減額修正後の為替換算率を証券記載の為替換算率とみなして、(イ)と同様に取扱う。</p> <p>二 被保険者の出資債権等につき、損金処理等をした場合。</p> <p>(保険契約の内容の変更)</p> <p><b>第21条</b> 保険契約者は、資金貸付の内容の変更(重大な内容変更等を除く。)がある場合には、保険契約の内容の変更を請求できる。 (損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知った日)</p> <p><b>第22条</b> 約款(貸付金債権等)第14条、約款(保証債務)第10条の当該事情の発生を知った日とは、被保険者が損失を受けるおそれが高まる事情の発生を確認した日とする。 (事故発生日及び事故確定日)</p> <p><b>第23条</b> 約款(貸付金債権等)第3条のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款(貸付金債権等)第3条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 約款(貸付金債権等)第3条第11号に該当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限を事故発生日とし、当該償還期限から3月を経過した日を事故確定日とする。</p> <p>2 約款(保証債務)第2条のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款(保証債務)第2条第1号又は第2号のいずれかに該当する事由による場合は、保証債務を履行した日を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 約款(貸付金債権等)第2条第3号に該当する事由による場合は、保証債務を履行したことにより求償権を取得した日を事故発生日とし、当該求償権の取得日から3月を経過した日を事故確定日とする。</p>	<p>ったときは、この限りでない。</p> <p>削除</p> <p>(保険契約の内容の変更)</p> <p><b>第17条</b> 保険契約者は、資金貸付の内容の変更(重大な内容変更等を除く。)がある場合には、保険契約の内容の変更を請求できる。 (損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知った日)</p> <p><b>第18条</b> 約款(貸付金債権等)第14条又は約款(保証債務)第13条の当該事情の発生を知った日とは、被保険者が損失を受けるおそれが高まる事情の発生を確認した日とする。 (事故発生日及び事故確定日)</p> <p><b>第19条</b> 約款(貸付金債権等)第3条のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款(貸付金債権等)第3条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 約款(貸付金債権等)第3条第11号に該当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限を事故発生日とし、当該償還期限から3月を経過した日を事故確定日とする。</p> <p>2 約款(保証債務)第3条のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款(保証債務)第3条第1号又は第2号のいずれかに該当する事由による場合は、保証債務を履行した日を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 約款(貸付金債権等)第3条第3号に該当する事由による場合は、保証債務を履行したことにより求償権を取得した日を事故発生日とし、当該求償権の取得日から3月を経過した日を事故確定日とする。</p>
---	---

<p>2 約款（貸付金債権等）第3条、約款（保証債務）第2条のてん補危険について、前項に規定する事故発生日が保険期間内にあればてん補の対象とし、事故確定日は保険期間内にある必要はないものとする。</p> <p>（その他の通知義務）</p> <p><u>第24条</u> 貸付金債権等の取得の場合で信用危険を<u>填補</u>しない保険契約にあっては、次の特約を付すものとする。</p> <p>「約款第21条第2項の<u>規程</u>は適用しない。」</p> <p>（読替）</p> <p><u>第25条</u> 平成17年3月31日以前に締結した約款（貸付金債権等）により締結した保険契約について、本規程を適用するに当たっては、約款（貸付金債権等）の各条項が引用されている部分については、保険契約締結時の約款（貸付金債権等）のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 この規程は、平成13年4月1日から実施する。</p> <p>第2条 この規程において、海外投資（債権等）保険及び海外投資（保証債務）保険に係る条項については、平成13年3月31日までに保険契約が締結された案件を対象に適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成14年10月1日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成14年12月1日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成15年10月1日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成17年4月1日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成17年4月28日から実施する。</p>	<p>3 約款（貸付金債権等）第3条又は約款（保証債務）第3条のてん補危険について、前項に規定する事故発生日が保険期間内にあればてん補の対象とし、事故確定日は保険期間内にある必要はないものとする。</p> <p>（その他の通知義務）</p> <p><u>第20条</u> 貸付金債権等の取得の場合で信用危険を<u>てん補</u>しない保険契約にあっては、次の特約を付すものとする。</p> <p>「約款第21条第2項の規定は適用しない。」</p> <p>2 保証債務の負担の場合で信用危険を<u>てん補</u>しない保険契約にあっては、次の特約を付すものとする。</p> <p>「約款第20条第2項の規定は適用しない。」</p> <p>（読替）</p> <p><u>第21条</u> 平成17年3月31日以前の約款（貸付金債権等）により締結した保険契約について、本規程を適用するに当たっては、約款（貸付金債権等）の各条項が引用されている部分については、保険契約締結時の約款（貸付金債権等）のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。</p> <p>2 平成17年9月30日以前の約款（保証債務）により締結した保険契約について、<u>本規程を適用するに当たっては、約款（保証債務）の各条項が引用されている部分については、保険契約締結時の約款（保証債務）のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>第1条 この規程は、平成13年4月1日から実施する。</p> <p>第2条 この規程において、海外投資（債権等）保険及び海外投資（保証債務）保険に係る条項については、平成13年3月31日までに保険契約が締結された案件を対象に適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成14年10月1日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成14年12月1日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成15年10月1日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成17年4月1日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成17年4月28日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1. この改正は、平成17年10月1日から実施する。</u></p> <p><u>2. 年払い方式（1年毎に保険料を納付する方法）により締結した保険契約について</u></p>
--	--



	<p><u>の保険料に関する事項については、なお、従前の規定を適用する。</u></p>
--	--